

第6回 知立市立地適正化計画策定委員会

議 事 録

(1) 会議の日時及び場所

開催日時 平成29年10月23日(月)
14時00分～15時00分
開催場所 市役所 3階 第2・3会議室

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名(出席表)

・委員数 11名 ・出席者 10名 ・欠席者 1名

所属等	氏名	出席	欠席
名古屋市立大学 名誉教授	瀬口 哲夫	○	
中部大学 教授	磯部 友彦	○	
都市計画審議会 代表	隅田 薫	○	
名鉄バス(株) 取締役	近藤 博之	○	
社会福祉協議会 会長	竹本 有基	○	
商工会 会長	新美 文二	○	
知立市子ども会育成連絡協議会 副会長	杉浦 美穂	○	
区長会 会長	神谷 正明	○	
市民	櫻井 かち子		○
市民	高木 清	○	
知立市農業委員会 会長	石原 國彦	○	

(3) 出席オブザーバー

愛知県都市計画課長 八田陽一
(代理 愛知県都市計画課 課長補佐 志賀 雅樹)

知立建設事務所長 野々山 弘紀

企画部長 山口 義勝

危機管理局長 高木 勝

福祉子ども部長 長谷 嘉之

保険健康部長 中村 明広

市民部長 野村 裕之

建設部長 野々山 浩

上下水道部長 柘植 茂博

教育部長 石川 典枝

都市整備部長 尾崎 雅宏

(4) 事務局

知立市長	林 郁夫
都市計画課長	岩瀬 祐司
まちづくり課長	八重樫 直樹
都市開発課長	高木 清充
都市計画課都市企画係係長	石原 英泰
都市計画課都市企画係主事	庭田 亮祐
都市計画課都市企画係	藤本 佳織

(5) 傍聴人 0名

(6) 会議に付した議題及び内容

1. 知立市立地適正化計画（案）について
2. 今後のスケジュールについて

(7) 配布資料

- ・ 次第
- ・ 知立市立地適正化計画策定委員会 委員会名簿
- ・ 第5回知立市立地適正化計画策定委員会 配席
- ・ 知立市立地適正化計画（案）に対する意見
- ・ 知立市立地適正化計画（概要版）（案）
- ・ 知立市立地適正化計画（案）
- ・ 中心市街地における都市機能誘導

「議事の概要及び経過」

【事務局】岩瀬課長

皆さん、こんにちは。委員の皆様お集まりになりましたので、ただいまから始めさせていただきます。

ただいまより、第6回知立市立地適正化計画策定委員会を始めさせていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきます都市計画課長の岩瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、立地適正化計画策定委員会にご出席いただきましてありがとうございます。本日の出席委員は10名です。委員総数の11名の過半数に達しておりますので、知立市附属機関の設置に関する条例施行規則第4条第2項の規定により本委員会は成立しておりますので、ご報告させていただきます。

また、知立市審議会等の設置及び運営に関する取扱要綱第6条第1項第2号に基づき、会議は原則公開とさせていただきます。なお、同条のただし書きの規定により、非公開情報（個人情報）を審議する場合は非公開とさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。それではまず初めに、尾崎都市整備部長より挨拶を申し上げます。

【尾崎都市整備部長】

改めまして、皆さんこんにちは。

本日は、お忙しい中、第6回知立市立地適正化計画策定委員会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろは知立市の都市計画行政などにご理解、ご協力、ご支援をいただき、まことにありがとうございます。

昨日、選挙と台風が重なりまして、市役所もばたばたしておりましたが、幸いなことにあまり大きな被害もなく、また、選挙につきましても無事に終わることができました。ありがたく思っております。

さて、立地適正化計画でございますが、将来の知立市のあるべき姿を示していく、そんなふうになっております。昨年度につきましては、都市機能誘導区域の設定あるいは誘導すべき施設の決定をさせていただきました。今年度につきましては、居住誘導区域の決定をさせていただく予定で進めております。

委員の皆様には、昨年度より5回にわたりまして審議に来ていただきまことにありがとうございます。居住誘導区域につきましては、住民説明会やパブリックコメント、また都市計画審議会での意見聴取が終わっております。今回は第6回目ということで、最後の審議になりますが、これまでの経過をご報告させていただき、皆様方に忌憚のない意見を伺いながら審議を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局】岩瀬課長

それでは、以降の進行を瀬口委員長をお願いいたします。

【瀬口委員長】

それでは、第6回の知立市立地適正化計画策定委員会を開催させていただきます。皆様のご協力を得て、委員会をスムーズに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。本日の委員会の議事録署名者を竹本委員と石原委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、次第にあります議題の1でございます、知立市立地適正化計画（案）について事務局から説明をお願いしたいと思っております。

【事務局】石原係長

昨年の7月の第1回の委員会から前回の第5回委員会までに、みなさまにご議論いただき、まとめさせていただいたものが、この案となります。この案について住民説明会、パブリックコメント、都市計画審議会でご意見をいただきましたので、まずは紹介させていただきます。

資料の「知立市立地適正化計画（案）に対する意見」をご覧ください。平成29年7月15日（土）、16日（日）の14:00～中央公民館にて住民説明会を開催しました。参加人数は7月15日が5名、16日が3名でした。意見としましては、主に質問でしたが、この計画を進めるにあたり必要となる予算について、これについては、計画そのものを実行していくという意味ではお金はかかりません。この計画に位置づけられている事業には国からの補助制度等があるので、事業を進める際にはこれらの活用を検討します。また、計画のメリットについても質問がありました。国の補助金もメリットのひとつではありますが、知立駅周辺の事業や、計画に位置づけた施策により、市域全体で立地適正化計画の理念にのっとり、身近な暮らしやすい生活圏をつくっていくものとなります。

つぎに、9月1日から10月2日までの約1ヶ月間にパブリックコメントを行っております。これについては意見が0件でした。

つぎに、10月12日に都市計画審議会への意見聴取を行いました。ここでは、宅地不足を解消するための方策として空家対策が重要であるとのことをご意見をいただきました。本計画におきましても、宅地供給の手段の1つとして空家対策を位置づけています。また、知立駅周辺の新たな土地利用として集合住宅を推奨するなどし、まちなか居住の推進も図り、良好な住環境により、誰もが住み続けたい知立市を目指していきます。

それでは、再度のおさらいになりますが、計画内容について簡単におさらいしたいと思います。概要版にて説明させていただきます。まず、1ページをご覧ください。（2）立地適正化計画の概要ですが、計画に記載する事項が、都市再生特別措置法第81条第2項に記載されています。

①立地の適正化に関する基本的な方針

②居住誘導区域、居住誘導施策

③都市機能誘導区域、都市機能誘導施策、誘導施設の立地を誘導する施策

の3つです。①、③については今年の3月末に既に公表済みです。

2ページの中段から「立地の適正化に関する基本的な方針」を記載しています。まず、まちづくりの理念としては、西三河都市計画区域マスタープラン、知立市総合計画に即し、都市計画マスタープランを踏まえて、立地の適正化におけるまちづくりの理念を『いきいきと輝く中心市街地と誰もが暮らしたくなる身近な生活圏』としています。

3ページにはまちづくりの目標として、「知立駅に多世代が暮らすとともに、都市の活力となる多様な都市機能が立地する魅力ある拠点づくり」、「生活支援機能の維持・充足による生まれ

育った故郷に住み続け、誰もが住みたい身近な生活圏づくり」、そして「市内のどこからでも中心市街地や目的にアクセスできる交通利便性の高いまちづくり」の3つを設定しています。

そして目指すべき都市構造として、都市の中心拠点は知立駅を中心としたエリアで、市役所や文化会館などの市民全体を利用対象とする施設を「主要施設」と位置づけ、小学校や駅周辺の既存の生活圏を「生活エリア」と位置づけ、これらを交通ネットワークで連絡し、中心市街地の利便性を市域全体に波及させるという都市構造を目指していきます。

4 ページでは知立駅周辺を都市機能誘導区域と設定しており、5 ページで都市機能誘導施設として、子育て支援施設などの5つを設定しています。

6 ページには誘導施設の誘導施策として、都市基盤整備で生み出される空間活用や国の支援制度の活用など4つ挙げています。

7 ページは前回検討していただいた居住誘導区域の設定ですが、○都市機能誘導区域に設定された区域、○居住に必要な都市機能が立地する区域、○公共交通に比較的容易にアクセスできる区域、○将来的に人口密度が維持できる区域、○良好な住環境が確保されている区域、これらの設定方針のもと、工業地域を除く市街化区域全体を居住誘導区域と定め、引き続き市街化区域内ほぼ全域において高い人口密度を維持していきたいという考え方にしています。

8 ページは居住誘導施策を3つ挙げています。快適なまちなか居住環境整備として、土地区画整理事業や再開発事業などによりまちなか居住の推進をはかります。

また、未整備な都市計画道路の整備により沿道付近での宅地供給を行うなど良好な住環境の形成・居住促進を図ります。3つ目としては、公共交通施策と連携して居住環境の向上を図ります。

9 ページが本計画の目標値ですが、目標値1は居住誘導区域の人口密度です。居住に必要な生活支援機能の維持には一定の人口密度が必要となります。引き続き住みやすい居住環境を維持するために居住誘導区域の人口密度を目標値に設定し、H49に67.8人/haを目指します。

目標値2は、市内外を問わず知立駅の利用者の増加は、中心市街地の活性化を促し、魅力有る拠点づくりに必要な要素であることから知立駅の利用者数を目標値に設定します。

以上がこれまで、みなさんに議論していただいたものを整理し案としてまとめたものとなります。

【瀬口委員長】

ありがとうございました。

住民説明会、パブリックコメント、それから都市計画審議会の意見を紹介していただきました。それらを踏まえてこの立地適正化計画（案）を、概要版にて説明していただきました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

都市機能誘導区域については昨年度に公表しており、今年度は居住誘導区域の設定についてご議論いただき、今回の案が示されたということではありますが、ご意見はございませんか。

【石原委員】

居住誘導区域の話でのことですが、概要版でなくて厚い冊子のところでの内容で、今さらということになるかもしれませんが、少し確認させていただきたい点が2点ございます。

まず、25 ページの現状分析と課題の整理というところの人口と世帯数の推移グラフがござい
ますが、一番下段の世帯数の推移のグラフがございまして、これちょっと確認ですけれども、折
れ線グラフが世帯数、これは右肩上がり増加している。そして、棒グラフが世帯当たりの人員
ということで、これが右肩下がり下がっている。これの確認ですが、世帯数が増えて世帯当
りの人員が下がっているということはどういうことなのか。例えば、親と同居している人た
ちが分家住宅を建てて、いわゆる子供だけの世帯で生活しているために世帯数が増えて世帯当
りの人員が減っている現象なのか、あとほかに何かあるかということですね。

それで、若干ここで心配する点は、親と同居している人たちが分家して出ていく、その親の人
たちが高齢になってきてだんだんその家に住めなくなるということがあって、最終的には空き家
になってしまう。その辺若干心配な点です。これについて、この推移のグラフの実情がどう
なっているのかをお知らせいただければと思います。

それからもう1点は39 ページですが、先ほどの意見と若干重複するかもしれませんが、空き
家率の推移グラフがございまして、平成20年、平成25年を見ますと、折れ線グラフが空き家率、
棒グラフが空き家の戸数があらわされておりますが、例えば平成25年を見てみますと4,090戸
空き家があると記載されていますが、こんなにたくさんあるのかなと感じたわけです。

この空き家の定義が、例えば戸建てのところも空き家に入ると思いますが、それにプラス、マ
ンションにお住まいの方、それからアパートにお住まいの方も世帯に入ると思いますが、そう
いった方も含めてこの空き家になったカウントとして4,090戸になっているのか。この内訳がど
ういうふうになっているのかということを確認したい。

それから、今後居住誘導区域ということで、先ほどご説明ありました様々な設定方針や施策の
中で、こういう空き家について、新たに居住誘導区域にお住まいになる、促進するのでもいいかも
しれませんが、どんどんこういう右肩上がり上がってきている空き家に対する今後の対応をど
う計画の中に入れて考えてみえるのか。その点お聞かせいただければと思います。

【瀬口委員長】

大きく三点のご意見であったと思います。お願いいたします。

【事務局】石原係長

まず、世帯数の推移ということで25 ページですが、世帯は伸びているが1世帯当たりの人員
が減っているということでございます。これは知立市に限らず全国的に同様な傾向があり、愛知
県でも出ているわけですが、少子高齢化で、1世帯当たりの子供が減って1世帯当たりの人員が
減ってきているのが大きな原因だと思います。石原委員が言われるように、親と同居してい
て独立して分家で家を建てられる方も中にはいますし、そもそも知立市は、この間、新築の建築着
工数が非常に増えています。それがこの世帯の数に比例する形で増えておりますので、当然知立
市の人が新たに世帯を持つ、もしくは市外から入ってくる方もいます。特に市外から入って
くる方でいいますと、就職世代に入ってきている方が多く、子供が生まれるぐらいの世代にな
ると転出してしまおうという傾向があります。アパートも知立市の中では多い傾向があります
ので、そういった形で世帯が伸びてきているのかなと考えております。

空き家については、39 ページのデータが、知立市が調べたものではなく、住宅・土地統計調
査という総務省が行っている調査ですが、調査員が回られて、戸建てもしくはアパートの部屋で

入っていないというのをある程度目視で確認していますので、かなり数字としては多目に出ていると聞いています。実際、知立市でも空き家対策ということでこれから検討を進めていこうかという状況でございますが、まずその調査を昨年度行ったところとして、恐らくこんなにはないのかなと思っております。

空き家に対する今後の対応ですけれども、実は昨年度空き家の調査をさせていただいてまして、今年度、その空き家がどれだけあって、特定空き家がどれぐらい、どういう形で特定空き家を認定していくのか、それに対してどうしていくのかは今から検討していくことになっています。この計画書の中では宅地の流通促進に努めますという表現で示させていただきましたが、またその計画で具体化されれば、そちらの施策の進行状況も踏まえて計画の内容に反映させていきたいと考えております。

【石原委員】

39 ページのこの数字は総務省の住宅・土地統計調査で出された数字だという事ですね。

実際にはまだ知立市の空き家の実態の数字というのか、把握されているのかこれから把握するのかわかりませんが、4,090 戸もないと思います。およそどのぐらい今現在空き家というのは把握されているのでしょうか。

【瀬口委員長】

お願いします。

【事務局】野々山建設部長

建設部長の野々山と申します。空き家対策をやらせていただいております。

ご質問が出ました 39 ページの総務省統計局の住宅・土地統計調査における空き家数 4,090 戸のご説明をいたします。

まず、空き家の分類をまずお話しします。分類的には、二次的空き家として、賃貸用の住宅、売却用の住宅といったもの。例えば別荘、それから新築・中古問わず賃貸のための空き家。これは借家・借間、また売却用のために空き家になっているものが大きな一くくりです。それからその他空き家は、人が住んでいない、一戸建てのイメージとしては長期不在になっている住宅です。

4,090 戸の内訳としましては、知立市の場合には最初の分類の賃貸用がほとんどを占める空き家でございます、これが 3,140 戸 77%。その他の空き家が 950 戸 23%となっております。こちらが住宅・土地統計調査のときの数字でございます。

昨年、空き家の調査をさせていただきました。これは空家等対策の推進に関する特別措置法、空き家法と私どもは言っているのですが、その法律の定義による空き家を調査したわけですが、実際は、戸建て空き家を対象としております。今の私の説明の中でいえば、その他住宅の空き家 950 戸があると言った部分ですが、実際に市内ではどうだったということを私どもは机上調査及び現地と、それからその空き家の持ち主さんにアンケートを行いまして調べました。そうしましたところ、住宅戸数の母数は 1 万 5,000 戸程でございました。そして、空き家に該当するものが 241 戸でした。数字的には 1.6%と少ない数字でございました。まだまだこの中には健全空き家がございまして、この中で本当に世間を困らせている、環境問題になっておりますような特定空き家という、本当に手の入れられていないような空き家につきましては、市内においては 10

戸に満たない。そんな状況でございます。

それが概説でございまして、今年度、空き家対策の計画をつくっておりますが、立地適正化計画にもあるように、利活用ということも大きなテーマでございますが、そちらにつきましては、現段階としましては、空家対策の計画をつくっている段階でございますので今後の検討課題となっております。

【瀬口委員長】

ありがとうございました。
よろしいですか。

【石原委員】

はい。

【瀬口委員長】

ほかにはどうでしょうか。
お願いいたします。

【竹本委員】

112 ページに、居住誘導区域を慎重に判断する区域等ということで浸水想定区域が出てきます。以前の議論の中でも、慎重にというような表現にしていこうという議論があったかと思いますが、この中で新たに追加されたところが4行目の「特定都市河川浸水被害対策法による雨水流出抑制対策が実施される」という表現ですが、どういう意味なのかまず教えていただきたいのと、これがそのまま計画に載っていったときに市民の方にこれでわかっていただけの表現になっているのかどうかを確認したいと思います。

【瀬口委員長】

お願いいたします。

【事務局】 石原係長

まず、浸水想定区域については前回いろいろご議論いただきまして、実際大雨が降れば浸水している過去に履歴もございます。その対策としまして地元の防災活動、また逢妻川の河川改修も進められているということで、その対策の一つとして特定都市河川浸水被害対策法による雨水流出抑制対策が挙げられるということで、記載を追加させていただきました。

逢妻川の河川改修は降った雨を安定的に流す、排除するという、要は能力アップの機能を持っていますが、川に出ていくまでの間になるべく出さないようにする雨水の流出対策を行っていくという事も実施しないと、せっかく河川の流下能力がアップしても流出抑制がなされないまま流出されてしまえば河川への負荷が高まってしまいます。それでは総合的な治水対策にならないということで、特定都市河川浸水被害対策法による流出抑制を市内全域でこの法律に基づいてやっています。具体的には、ある一定規模以上の開発行為を行う場合は雨水を調整するための調整池を設置しなければならないといったもので、なるべく雨を一遍に流さないようにすると、今流せ

ている雨よりも多く流さないようにするというものがございます。この二つが現在進められているということから、災害のリスクがなくなるわけではありませんが、軽減される一つの要素ということで追記させていただきました。

【瀬口委員長】

よろしいでしょうか。

【竹本委員】

こういう書き方で市民の方がおわかりいただけるかどうか。今ご説明があったように、開発に伴って調整池を設置する施策をとっていくということですが、平たくそういうような言葉でここを表現するわけにはいかないわけですかね。

【事務局】 石原係長

雨水流出抑制対策だけだと、ちょっと言葉がかた苦しいかもしれません。逢妻川の河川改修といえば逢妻川がよく流れるようにするのだと分かるかもしれませんが、雨水流出抑制対策は雨水が出にくくするのだらうなということですが、少しわかりにくいかもしれませんので補足が必要だと思います。

【瀬口委員長】

わかりやすい表現にしてほしいということですので、例えば「調整池の設置などが実施される」というような表現もあると思いますので対応していただけるようお願いします。

【高木委員】

概要版の7ページの下側の図に、こ「三河知立（移設予定）」という文言が入っていますが、どこへ移るかによってこのマップが変わることはないのですか。

【事務局】 石原係長

この図としましては、今、三河知立駅が知立駅のすぐそばのところにありますが、これが移設予定の位置に移設するというのは移設先も含めて決定している内容でございます。まだ、現位置に駅もあるため、将来の移設予定がこの位置になることが分かるように表記しています。この計画そのものが目標年次を20年後に置いているものですから、移設された予定地も含めて記載しておいたほうがいいかなということで記載させていただいております。

【高木委員】

移設された後の絵ですね。

【事務局】 石原係長

後の絵でございます。

【高木委員】

わかりました。

【瀬口委員長】

ありがとうございます。

ほかにはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

【八田オブザーバー（代理：志賀）】

愛知県でございます。

本編の119ページでございますが、計画の推進方策というところで、今回立地適正化計画を策定して終わりということではなくて、策定後の計画の進捗状況についてはチェックしていく必要があると思います。そのように、本計画も5年ごとに評価しますと書いてあります。

ただ、今後、5年後に一回見直すのか、あるいは1年に1回程度その立地適正化計画の運用状況について情報を共有する取り組みをされるのか、そのあたり少し教えていただけたらなと思います。そういった積み重ねが5年ごとの評価につながっていくと思いますので、その辺の考え方を教えていただけたらと思います。

【瀬口委員長】

お願いいたします。

【事務局】 石原係長

119ページの下から3行目に「必要に応じておおむね5年毎に評価します」とあります。これは、都市再生特別措置法の中にも5年ごとに必要に応じて見直しをしないと記載されておりますので、これは必ず行っていきます。

この下の図のとおり、計画を立て、施策を実行し、施策の進捗状況を確認しないと見直しは当然できませんので、この施策の進捗状況を5年間ずっとやらないというわけではなくて、毎年事業というのは進んでいきますし、社会情勢に応じて事業の方向性も若干変わっていく可能性もあるものですから、事業の進捗の把握は、こういった会議ではないとは思いますが、市の内部的な会議にはなると思いますが確認をさせてもらいながら、5年後見直す必要があるのかどうかを確認し、見直す必要があればまたこういった委員会等を開かせていただいて検討していくことになると思いますので、逐次状況は確認していきたいと考えております。

【瀬口委員長】

おおむね5年はもちろん、進捗状況を毎年確認するということですね。表現としては修正したほうがよいでしょうか。

【八田オブザーバー（代理：志賀）】

確実にそういう取り組みをやっていけるということであれば表現してもよいと思いますが、事務局にお任せいたします。

【瀬口委員長】

それでは事務局にて検討していただきます。ありがとうございました。
ほかにはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

【磯部委員】

この立地適正化計画の話が都市再生特別措置法を見直すときに制度化されたということですが、そのときの同じ国会の審議で、公共交通の活性化の話もされています。それとあわせて、コンパクト・プラス・ネットワークをやっているという話です。

交通の話も重要な位置づけで、交通の方向性をまとめる検討とどういうふうにつながっていくのかという事が気になるところであります。具体的にいえば公共交通網形成計画でそのあたりを示していくのかと思いますが、その辺の関連性についてお願いします。

【瀬口委員長】

お願いいたします。

【事務局】 八重樫まちづくり課長

まちづくり課の八重樫といたします。

コンパクトシティにとって立地適正化計画と公共交通は車の両輪として、同時に進めることにより効果が出るということで、今、公共交通の取りまとめも行っています。今年度から公共交通網形成計画を交通会議の中で、この立地適正化計画に適合した計画ということで検討を始めました。来年度までに交通会議の中で形成していきたいと思っておりますが、先に立地適正化計画がまとまりますので、これに整合した内容での交通網形成計画を今後検討していく予定でございます。

【磯部委員】

ありがとうございます。

公共交通網形成計画で立地適正化計画と整合をとっていくという事でよろしいですね。

【事務局】 八重樫まちづくり課長

そういうことでございます。

【瀬口委員長】

よろしくお願いいたします。ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

では、中心市街地における都市機能誘導ということで、今日は居住誘導区域の話が中心ですが、この計画を承認していただいた後の中心市街地の都市基盤整備等についてご紹介をお願いいたします。

【事務局】 石原係長

それでは、A3 資料の「中心市街地における都市機能誘導」をご覧ください。この資料は中心

市街地で予定している都市基盤整備事業の概要とスケジュールについて示したものです。平面図に①連続立体交差事業が知立駅を中心に行われ、②土地区画整理事業として、現在施行中の知立駅周辺土地区画整理事業とこれから事業着手する知立駅南土地区画整理事業があります。また③再開発事業としては、現在建設工事が進む知立駅北市街地再開発事業と計画中の西新地地区市街地再開発事業があります。④知立南北線は中心市街地の新たな都心軸となりますが、そのほとんどを区画整理事業により整備していきます。見直しを行う5年後は平成34ですが、①連続立体交差事業も、②土地区画整理事業も事業中となります。知立駅北地区市街地再開発事業は、平成31年度には事業が完了する予定です。これらの事業を進めながら都市機能の誘導をはかり、本計画の理念である「いきいきと輝く中心市街地」を目指していきます。

【瀬口委員長】

ありがとうございました。

先ほど PDCA の話がありましたが、5年ごとの見直しという意味では平成34年ということになります。その時点では、前後のところでまだ事業が中間段階という事ですが、再開発事業は完成しているということになりますので、これらの都市基盤整備等の整備状況を踏まえながら立地適正化計画の都市機能誘導区域のことについて検証し、今後またご意見いただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

概要版に基づいて知立市立地適正化計画の案を説明していただきました。本日は雨水流出抑制対策についてももう少しわかりやすい表現にする事、PDCA サイクルの評価についてご意見をいただきました。これにつきましては原案どおり、事務局一部修正あるいは委員長に一任といういづれかにさせていただいてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【瀬口委員長】

ありがとうございます。

それでは、事務局に修正していただいて、私が確認させていただき、原案どおりまとめさせていただきますということをもう一度確認させていただきます。よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【瀬口委員長】

ありがとうございます。

計画そのものは方針を示すものであってこれに伴う事業費はないわけですが、最後に説明があったように、これに伴う事業や、事業に派生するものも考えられますので、補助金等を活用しながら推進していきたいという説明がございましたので、今後ともご協力をいただきたいと思ひます。

では次に、次第の 2 に移らせていただきまして、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 石原係長

それでは、次第をご覧ください。今後のスケジュールとしましては、本計画案につきまして一部修正させていただいた後に、12 月末に事前公表を行っていきます。これは正式公表されると届出義務が発生するため、30 日以上余裕をもって事前に公表させていただくものです。そして、来年の 2 月末から 3 月頭にかけて正式公表を行いたいと思います。

【瀬口委員長】

ありがとうございました。正式公表が来年の 2 月末頃になるということです。

今のスケジュールについて、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。スケジュール以外、その他ご質問、ご意見ございますでしょうか。

特にないようですので、昨年 7 月に開催した第 1 回から本日の第 6 回の本委員会まで、皆様方の協力で無事終えることができました。ありがとうございます。それでは、これをもちまして第 6 回知立市立地適正化計画策定委員会を終了させていただきます。

【事務局】 岩瀬課長

瀬口委員長はじめ委員の皆様、本当にありがとうございました。最後に、市長よりお礼を申し上げます。

【林市長】

日ごろは知立市政諸事業に対しご理解、そしてご指導、ご支援いただいておりますことにありがとうございます。

現在知立市では、魅力ある都心地区を目指し、また、鉄道により分断されている南北市街地の一体化、活性化を目指して、知立市にとって「百年に一度」とも言えるまちづくりを進めているところでございます。

鉄道高架事業につきましては、名鉄本線の仮線への切りかえが進められております。また、知立駅北地区再開発事業につきましては、再開発組合の皆様方のご尽力によりまして建築工事が進められ、新しい街並みができつつあり、市民の皆様方からの注目もさらに一層高まってきているところでございます。この機会を十分に活かして、駅周辺のまちづくりはもとより、この効果を知立市全体に波及させていく、魅力あるまちへと発展させていく必要があると考えております。

そうした中で、この立地適正化計画策定委員会の皆様方におかれましては、今回で 6 回目ということで、昨年度から 2 年にわたりご議論いただき、計画案として取りまとめをしていただきました。まことにありがとうございます。

本計画の理念でもあります「いきいきと輝く中心市街地と誰もが暮らしたくなる身近な生活圏」を目指して、本計画にも位置づけられたさまざまな施策を着実に進めていきたいと考えています。

いずれにしましても、本計画を策定した後が大事であると考えております。中心市街地のにぎわいを創出し、誰もが住みたい、誰もが住み続けたい知立市を目指して尽力してまいりますので、

今後ともご指導、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、お礼とさせていただきます。
ありがとうございました。

【事務局】岩瀬課長

ありがとうございました。

おかげさまで、委員の皆様より貴重なご意見をいただき、本日をもって知立市立地適正化計画を策定し、来年2月に公表できる運びとなりました。

今回策定しました計画については、おおむね5年ごとに調査、分析、評価を行うよう努めることとされておりますので、委員の皆様におかれましては、評価の実施においても再度委員就任をお願いすることもあるかと思いますが、そのときはご協力のほどよろしく願いいたします。

本日はお忙しい中、また、昨日の台風21号の通過による交通機関等の混乱の中、出席していただきましてまことにありがとうございました。お帰りの際は交通事故に気をつけてお帰りください。ありがとうございました。